

横浜植物防疫所東京支所及び横浜植物防疫所羽田空港支所交渉
(全農林労働組合東京農政分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時 平成30年1月18日(木) 18:55～19:00 (5分)

2. 場 所 横浜植物防疫所東京支所会議室

3. 出席者	横浜植物防疫所東京支所	堀 田 公 生	支所長
	同	加 藤 佳 美	庶務課長
	横浜植物防疫所羽田空港支所	森 田 富 幸	支所長
	同	井 上 崇	庶務課長
	全農林労働組合東京農政分会	泉 尚 巳	委員長
	同	近 藤 雅 方	書記長
	同	小 山 達 雄	副委員長
	同	竹 崎 正 昭	執行委員

4. 議 題 全農林労働組合東京農政分会による要求書提出について
(全農林労働組合東京農政分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○加藤庶務課長

これより、要求交渉を始めます。要求書を2部頂いております。東京支所に対する要求第2号及び羽田空港支所に対する要求第3号となっており、東京支所長堀田より併せて回答させていただきます。

なお、本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉を行い取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合東京農政分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の(3)に定められた要件を満たし、交渉事項とする事項は、

- ・「Ⅰ 労働諸条件の改善について」の「1及び2の「超過勤務の縮減の部分」、3の「ハラスメント防止対策の部分」、4の「休暇が取得しやすい職場環境の整備の部分」、5及び6」
- ・「Ⅱ 福利厚生施設の充実について」の「メンタルヘルス対策及び職場環境づくりについての部分」
- ・「Ⅲ 新たな人事評価制度について」

とし、その他の事項については、管理運営事項等に該当することから、要望事項

として整理しているので、これを前提に交渉を行うこととなりますが、予備交渉において取り決めた事項である「Ⅰ 労働諸条件の改善について」のうち、1及び2の「超過勤務の縮減」の部分についてのみ回答させていただきます。それでは、支所長お願いいたします。

○堀田支所長

東京支所長の堀田でございます。職員の皆さんには、日々の業務の遂行に当たって不断の努力をいただいていることについて感謝申し上げます。それでは、要求事項の「Ⅰ 労働諸条件の改善について」のうち、1及び2の「超過勤務の縮減」について回答させていただきます。

超過勤務の縮減については、超過勤務縮減対策検討委員会において検討し、①一人当たりの超過勤務時間が年間360時間、月45時間を超えないように努める、②管理職員は、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努める、③水曜日は定時退庁日、金曜日は定時退庁促進日とし、その趣旨の徹底を図る、④各課・担当内での意見交換や係等毎の業務スケジュールの作成により、予め日程調整を行う等業務の平準化を図るなど具体的事項を定め、超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、定期的に超過勤務縮減の取組の検証や業務の平準化を行うなど、適切に対応するとともに、超過勤務を命ずる場合は、勤務時間内に行うよう努力してまいります。

以上が、当方の回答でございます。

○泉委員長

本日はお忙しいところ時間をいただき有り難うございます。

本日の要求については真摯に受け止めて頂きたい願いであります。引き続き超過勤務縮減に向けて努力頂きますようお願いいたします。

○堀田支所長

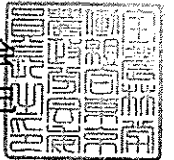
本日の交渉を踏まえ、今後とも職員の皆さんが安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。

○加藤庶務課長

それでは、以上で交渉を終了としたいと思います。

横浜植物防疫所東京支所長
堀田 公生 殿

全農林労働組合東京農政分会
委員長 泉 尚



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあって私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 東京支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、東京支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 東京支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 東京支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 東京支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 東京支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、東京支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上

横浜植物防疫所羽田空港支所長
森田 富幸 殿

全農林労働組合東京農政分会
委員長 泉 尚



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあって私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 羽田空港支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、羽田空港支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 羽田空港支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 羽田空港支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 羽田空港支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 羽田空港支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、羽田空港支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上